

第3章

ケニアにおける憲法改正問題と「選挙後暴力」

——2008年以後の動きを中心に——

津田 みわ

要約：2007年総選挙後の「選挙後暴力」によって未曾有の政治危機に陥ったケニアでは、元国連事務総長のイニシアチブのもとで調停が進み、「暴力」は比較的短期のうちに表面的には終息した。その後のケニア政治は、この時の調停の産物として組み上げられた暫定憲法の枠組みに規定されることになった。この暫定憲法の枠組みは、第一義的にはたしかに紛争の調停と和解の道具であったが、1990年以後に積み上げられてきたケニアの憲法改正プロセスの最前線という位置づけが可能なものでもある。本稿では、ケニアの法制度改革のプロセスにおいて「選挙後暴力」と暫定憲法枠組みのもつ意味を考察していくための準備作業として、同枠組みの成立にいたる経緯の跡付け、 이슈ごとの暫定憲法枠組みの内容整理、および残された課題の同定が試みられる。

キーワード：国内紛争 暴力 ケニア 選挙 憲法

はじめに

現在、ケニア共和国（以下、ケニア）は、暫定憲法枠組みのもとにある。そこでは、大統領と首相による権力分掌が決められており、今の第10次国会の任期切れ（任期満了の場合、2012年12月）までを最長期間として、大統領には挙国一致党（Party of National Union: PNU。国会第2党）のキバキ（Mwai Kibaki。中央州出身、キクユ人）が、首相にはオレンジ民主運動（Orange Democratic Movement of Kenya: ODM。国会第1党）のオディンガ（Raila Odinga。ニャンザ州出身、ルオ人）がそれぞれ就任し、両者が常に協議しつつ国政にあたるとされている。

長らく独立以来の与党、ケニア・アフリカ人全国同盟（Kenya African National Union: KANU）による一党制のもとにあったケニアが、曲がりなりにも複数政党制への復帰を果

たしたのが、今を遡ること 20 年前の 1991 年だった。KANU のみを合法政党とするとして一党制条項をケニア憲法から削除し、関連条項のテクニカルな修正のみが行われた「複数政党制回復」であった。しかしこれだけの改革では政権交代すらむずかしく、一党制時代に積み上げられた大統領の権力も強大なまま残されていた。大統領は自身が弾劾されないことに加えて国会を恣意的に解散できるとされて立法の上位に立ち、全議員の約 5%にあたる 12 人の国会議員指名枠も有していた。最高裁長官（Chief Justice）および起訴を取りやめる権限を持つ司法長官（Attorney General）を任命するのも大統領であり、司法の独立も妨げられていた。大統領はまた、国政選挙を司るケニア選挙管理委員会（Electoral Commission of Kenya: ECK）および全閣僚の任免権を有していた。複数政党制回復後のケニアでは、大統領の強大な権力を縮小するための憲法見直しプロセスが、野党や教会団体、人権団体など各種の非政府組織を中心に持続的に続けられてきた。

プロセスの中で、2004 年には、大統領権力の大幅縮小、首相職の新設、地方分権など大きな改革を盛り込んだ新憲法案（いわゆるボーマス・ドラフト [Bomas Draft]）が、当時の「ケニア憲法見直し法」（Constitution of Kenya Review [Amendment] Act, 2001）によって草案決定の最高機関とされた全国レベル会合（「国民憲法会議」[National Constitutional Conference: NCC]）で採択された。ただし、その後、国会の多数派工作を通じてボーマス・ドラフトは換骨奪胎され、国民投票には、改革の度合いの非常に低い司法長官作成の新憲法案（いわゆるワコ・ドラフト [Wako Draft]）が付された結果、否決されるという事態が起こっていた。長期にわたる議論と、数々の草案作成にもかかわらず、憲法の見直しを通じた大統領権力の縮小の試みは、この間遅々として進まなかったといえる。

ただし、この状態は 2007 年末から 2008 年初めにかけておこった「ケニア選挙後暴力」によって激変することになった。

アフリカ大陸においては、脱植民地化後に多くの国がクーデターによる軍政や民族を動員の旗印とした国内紛争に長らく苦しんできた。とくに 1990 年代になるといわゆる民主化の雪崩現象が本格化し、その急激な政治変動、とりわけ複数政党制選挙の実施に関連していくつもの大規模な紛争が発生してきた。東アフリカでも、クーデターが繰り返されてきたウガンダに加え、ソマリア、スーダン、ブルンジ、ルワンダが次々と深刻な内戦に突入した。

そのなかにあってケニアは、2007 年までは例外的な政治的安定を保ってきた。上でみた 1991 年の複数政党制復帰後は、3 度の総選挙を大きな混乱や不正が指摘されることなく乗り越えてきた。とくに 2002 年には選挙による政権交代を初めて経験し、さらなる民主化へと駒を進めた。結局ケニアは、独立から今日まで、いちどもクーデターによる政権交代を経験していない。また 2007 年までは大規模な政治的混乱とも無縁だった。

ところが、この「民主化の優等生」だったケニアが、2007 年末から 2008 年前半にかけて未曾有の危機に陥った。2007 年 12 月に、複数政党制移行から通算四度目にあたる総選

挙が行われたのであるが、12月30日のECKによる「現職キバキが再選」との大統領選挙結果の発表の直後から全国で暴動と住民襲撃事件が発生したのである。キバキの対立候補のオディンガの勝利を信じる国民は、全国の主要都市を中心に街頭に繰り出し、その一部は暴徒化してキバキと同じキクユ民族に属する人たちを「キバキ支持者である」として襲撃した。その他、家屋や店舗への放火も続いた。さらに、それに対しキクユ人自警団を名乗る組織が非キクユ人住民を襲撃するなど、暴力の連鎖が発生した。「(2007年)選挙後暴力」(The Post Election Violence)と呼ばれることになるこの危機は、総選挙後数ヶ月の間に少なくとも死者1000人、最大時で60万人規模に達したとされる国内避難民を生み、ケニアにかつてない深い爪痕を残したのである。

ただしその後の調停プロセスを経て「選挙後暴力」は比較的短期のうちに表面的には終熄した。その後のケニア政治は、冒頭で触れたように、調停の産物として組み上げられた暫定憲法の枠組みに規定されることになったのである。

この暫定憲法の枠組みとは、第一義的にはたしかに、紛争の調停と和解の道具である。ただし、ケニアのそれまでの政治史に目を向けた時、そこには別の意味合いが生じていることに気付かざるを得ない。その一つは、ケニアの権力抗争史でついにオディンガを首相に就任させた文書であることであろうし、もう一つは、1990年代から積み上げられてきたケニアの憲法改正の最前線(大統領権力の顕著な縮小を達成、首相職の設置など)だという性格である。現在は新憲法の作成中であり、その内容がどうなるかなど、ケニアの法制度改革のプロセスにおいて今回の暫定憲法のもたらす影響は注目に値する。「紛争にともなってもたらされた帰結を国家形成ないしは権力構造・政治経済体制の成立プロセスという見地から考察する」——本研究会での共通課題であるこの投げかけに対し、ケニア地域研究の立場からどのような応答が可能だろうか。本稿では、その詳細な検討の準備作業として、まず暫定憲法枠組みの成立にいたる経緯を跡付け、暴力の調停内容と残された課題を整理したい。

第1節 調停成立までの経緯

1. 対立する主張

ではまず、調停成立までの経緯をみていこう。

暴力発生の日から、キバキとオディンガ双方の主張は真っ向から対立していた。キバキは2007年12月30日のうちに急遽、大統領就任の宣誓式を強行し当選の既成事実化をはかった。日を改めて大規模に行われてきたこれまでの歴代の宣誓式(自身の2002年の宣誓式も含む)とは大きく異なり、当選発表の当日夕刻にナイロビの大統領官邸内で挙行され、

国歌の斉唱もなく各国の賓客もまばらな中で執り行われるという異例続きであり、この日の宣誓式は、見る側に否応なくキバキ側の危機感と焦燥を印象づけるものとなった。

一方オディンガ側は、キバキによる宣誓式の直後に記者会見を開き、大統領選挙の集計に不正があったと述べる一方、オディンガの大統領就任宣誓式を独自に開催する意向を明らかにした。大統領選挙の集計に不正があったとするこの見解は、第三者団体からも支持された。翌12月31日には、米国、英国が、ECKによる集計作業に重大な不正があったとの懸念を表明し、2008年1月にはEUの選挙監視団も、大統領選挙の集計プロセスに信頼性がないとの見解を発表し、リフトバレー州モロ（Molo）、中央州キエニ（Kieni）両選挙区（いずれもキバキと同じキクユ人が住民の多数を占める地域）においてキバキに2万票ずつ上乗せされた情報がある、などとした（Otieno [2008] ; EU EOM [2009]）。

ECKの当選発表と大統領就任宣誓式によって「武装」したキバキ側と、大統領選挙の集計プロセスに不正があり当選者はオディンガだとするオディンガ側は、この段階では歩み寄りの姿勢をみせることはなかった。12月30日に始まった「選挙後暴力」は2008年1月に入っても収まることなく続いた。リフトバレー州からは、教会に避難していた女性や子ども30人以上が閉じ込められ、教会ごと放火され死亡するという凄惨な事件も報じられた（BBCニュース2008年1月2日放映）。この事件の被害者として報じられた名前はキクユ人と推定されるものばかりであり、民族的な亀裂に沿った殺戮が蔓延しているとの印象が否応なく振りまかれた（たとえば、*Daily Nation*, 2 January 2008, 1, 3面）。全国から報告される死者数も毎週数百人の規模で増大する状況であった¹。

不正疑惑と暴動の悪化をよそに、キバキ側は早くも1月7日には、ケニア第10次国会を1月15日に召集する²意向を示し、翌1月8日には治安担当国務大臣、財務大臣、防衛大臣など特に重要な閣僚職について自派のみから一方的に任命するなど、オディンガ側との対決姿勢を明確化していった³。一方、当初からキバキでなく自身が大統領選挙で当選した

¹ 例えば、2007年12月31日のケニア・テレビジョン・ネットワーク（KTN）は12月30日以後46人がニャンザ州キスム県で死亡、その他リフトバレー州エルドレット県で14人死亡、西部州カカメガで5人死亡と報道した。2008年1月2日のBBCニュースは、12月30日以来の死亡者数が全国で250人以上と報道した。ケニア政府は、1月7日に、選挙関連の混乱による死亡者数は486人と発表した（*Daily Nation*, 8 January 2008）。

² ケニア憲法では、総選挙後の国会召集は大統領の専権のもとにある（第58条）。

³ この日に任命のあった全大臣は以下の通り（英文省名のアルファベット順）。

東アフリカ地域協力（East African Regional Co-operation）大臣マチャゲ（Wilfred Machage、DP、クリア人、留任）

教育（Education）大臣オンゲリ（Prof. Sam Ongeru、KANU、キシイ人、留任）

エネルギー（Energy）大臣ムルンギ（Kiraitu Murungi、PNU、メル人、留任）

財務（Finance）大臣キムニャ（Amos Kimunya、PNU、キクユ人、留任）

外務（Foreign）大臣ウェタングラ（Moses Wetang'ula、PNU、ルイヤ人、新任）

情報、通信（Information and Communication）大臣ポギシオ（Samuel Poghishio、ODM ケニア、カレンジン人、新任）

との見解を明らかにしていたオディンガ側も、宣誓を済ませてしまったキバキに対しては、大統領職を辞任するよう求め、「キバキ辞任」がキバキとの調停会談を行う前提条件であるとしていた。1月9日にはアフリカ連合（African Union: AU）議長クフォー（John Kufuor）がキバキとオディンガそれぞれと面会し調停を試みたが、不調に終わった⁴。

最終的に調停に成功したのは元国連事務総長アナン（Kofi Annan）を長とする「アフリカ賢人パネル」（Panel of Eminent African Personalities）だった。アナンは1月22日のケニア入りと同時にこのパネルを組織した。パネルの2人目のメンバーは、大統領と首相が並存する政治制度を採用しているタンザニアの前大統領ンカパ（Benjamin Mkapa）、そして3人目のメンバーは、児童の人権擁護で世界的に著名な活動家であり、また南アフリカ共和国元大統領マンデラ（Nelson Mandela）夫人でもあるモザンビークのマシェル（Graca Machel）であった。この「アフリカ賢人パネル」3人にキバキのPNU側から4人⁵、オディンガのODM

司法・憲法問題（Justice and Constitutional Affairs）大臣カルア（Martha Karua、PNU、キクユ人、留任）

自治（Local Government）大臣ウフル・ケニヤッタ（Uhuru Kenyatta、KANU、キクユ人、新任）

副大統領兼内務（Office of the Vice President and Ministry of Home Affairs）大臣ムシオカ（Kalonzo Musyoka、ODM ケニア、カンバ人、新任）

道路・公共事業（Roads and Public Works）大臣ミチュキ（John Michuki、PNU、キクユ人、異動、前地方行政・治安担当国務大臣）

科学・技術（Science and Technology）大臣ウエケサ（Noah Wekesa、PNU、ルイヤ人、留任）

国防担当国務（State [Defence]）大臣ハジ（Yusuf Haji、ソマリ系、PNU、新任）

地方行政・治安担当国務（State [Provincial Administration and Internal Security]）大臣サイトティ（George Saitoti、PNU、キクユ人、異動、前教育大臣）

公共サービス担当国務（State [Public Service]）大臣カママ（Asman Kamama、PNU、民族的帰属不明、バリング・イースト [Baringo East] 選挙区、新任）

輸送（Transport）大臣ムワクウェレ（Chirau Ali Mwakwere、PNU、ディゴ人、留任）

水資源（Water Resources）大臣ムニェス（John Munyes、PNU、民族的帰属不明、トゥルカナ・ノース [Turkana North] 選挙区、異動、前特別事業担当国務大臣）

（出所：Standard, 5 December 2007, 9 January 2008; Daily Nation, 31 December 2007; ケニア広報局ウェブサイト <http://www.communication.go.ke/elections/constituency.asp> ——2008年2月15日アクセス; ケニア国営放送ウェブサイト <http://www.kbc.co.ke/story.asp?ID=47695> ——2008年2月15日アクセス）

⁴ 暫定政権の設立と大統領選挙のやり直しを求めたオディンガ側の主張に近い合意文書をキバキ側が拒否したために交渉が不調に終わったといわれる（Gaitho [2008]）。なお、1月8日のキバキによる一方的な大臣任命は、クフォーがケニアに来日し国際空港に到着する直前のタイミング（午後6時頃）に発表されており、キバキ側に譲歩する意思が希薄だったことがここからも読み取れる。

⁵ PNU側4人は以下の通り。カルア（司法大臣、キクユ人）、オンゲリ（教育大臣、キシイ人）、ウエタングラ（外務大臣、ルイヤ人）、キロンゾ（Mutula Kilonzo、国会議員、カンバ人）。キロンゾのみ公認政党はPNUでなく、オレンジ民主運動—ケニア（Orange Democratic Movement- Kenya: ODM ケニア、2007年大統領選挙では独自候補を出さずキ

側から同数の4人⁶が代表として加わり、計11名からなる「ケニア国民対話と和解」(The Kenya National Dialogue and Reconciliation、以下「国民対話と和解」)が組織された。

大統領選挙の結果自体が論争点となり暴力の蔓延によりケニアが無政府状態に近い混乱に陥る中で、この「国民対話と和解」はPNU側とODM側にとって事実上唯一の話し合いの場として機能していくことになった。このような場が2008年1月の段階で成立し、メンバーが交渉のテーブルに着いたことが、ケニアを崩壊の危機から救ったとあって過言でない。2008年1月24日、アナンに促されたキバキとオディンガは並みいる報道陣の前で握手を交わした。この日までに関連の死者は600人以上にのぼり、国内避難民も25万~60万人に達すると報道されていた。「握手」は喫緊の暴力を沈静化させるため不可欠としてアナンが両者を促したものであった(*Sunday Nation*, 5 April 2009)⁷。「握手」は政治エリートレベルの調停の始まりを象徴する意味でひとつの画期をなした。

しかし、暴力の終熄にはまだ時間がかかった。4日後の1月28日付けデイリー・ネーション紙は、リフトバレー州ナクル県のナイバシャ・タウンにおいてケニア西部出身者がキクユ人青年団に襲撃され、「握手」の1月24日からの4日間だけで14人が死亡、うち10人は放火による焼死だったと伝えた(*Daily Nation*, 24 January 2009)。1月末には、当選したばかりのODM国会議員2人が相次いで何者かに殺される事件も発生した⁸。

バキを支持)。

⁶ ODM側4人は以下の通り。ムダバディ(Musalialia Mudavadi、ルイヤ人)、ルト(William Ruto、カレンジン人)、オレンゴ(James Orengo、ルオ人)、コスゲイ(Sally Kosgey、カレンジン人)。

⁷ たとえば、翌2008年1月25日付けデイリー・ネーション紙は一面に握手を交わすキバキ、オディンガとそれを見守るアナンの写真を掲載し、「やっと希望が」(Hope at last)との大見出しで報じた(*Daily Nation*, 25 January 2008)。なお、2009年におこなわれたアナンへのインタビューの中でも、インタビュアーの人道的対話センター(Centre for Humanitarian Dialogue)代表グリフィス(Martin Griffiths)はアナンに、「キバキとライラ(オディンガのこと、引用者注)の握手が、突破口となる瞬間だったと多くの人が言っていました。いったいどうやって実現させたのですか?」と尋ね、「握手」が重要だったとする認識を示している。アナン自身、質問に答えて、「大統領府に出向くことはキバキの大統領就任を承認することだから行かない」と主張していたオディンガを説き伏せて大統領府に行ったこと、控え室でキバキとオディンガの3人のみになった時に、握手が不可欠だと考える理由を二人に説いたことなどを説明している(“State of the Coalition: Annan reveals the drama and intrigues behind peace talks,” *Sunday Nation*, 5 April 2009)。

⁸ 2008年1月29日にODM国会議員ウエレ(Melitus Mugabe Were、ナイロビのエンバカシ[Embakasi]選挙区選出)が何者かに殺害された。1月31日にはODM国会議員のトー(David Kimutai Too、リフトバレー州のアイナモイ[Ainamoi]選挙区選出)がやはり何者かに殺害された。

2. 調停の進展

事態はまだ流動的であったが、アナン調停では、その後、2月1日、2月14日、2月28日、そして3月4日と段階的に重要な合意が積み上げられていった。まず「国民対話と和解」の2月1日合意文書では、政治危機の終息及びその原因の解消のために必須と考えられる議題とスケジュールが明記された⁹。スケジュールは、短期（7～15日間）で取り扱うべき議題、および、その後1年かけて取り扱うべき長期の議題に大別された。

短期で取り扱うべきとされた議題は、①暴力を停止し、基本的人権と自由を回復するための即時行動、②被害に遭った個人やコミュニティを効果的に助け、人権侵害を調査して裁き、国家レベルの癒しと和解に着手するために、即時着手すべき方策と手順、③大統領選挙とその後の暴力によって起こった政治危機の解決方法、の3点であると確認された（いわゆる「アジェンダ1」～「アジェンダ3」）。「アジェンダ3」の政治危機に関する調停の焦点は、具体的には、キバキとオディンガの暫定的権力分掌と、そのための憲法改正を含む関連制度改革にあった。オディンガ側は、調停作業の進展のために、2008年2月半ばの段階でそれまで主張していたキバキの辞任という条件を取り下げたが、キバキ側が現行憲法の維持を主張したため調停は難航した。

長期で取り扱うべき議題とされた「アジェンダ4」には、暴力の背景には、貧困、偏った国内資源配分、「歴史的に正義がなされていないとの認識」、そして「ケニア社会の一部が排除されていること」があるとの共通認識が書き込まれた。とりわけ解決されるべきイシューとして列挙されたのは、①憲法、法律、制度的改革の実施、②貧困と不平等への取り組み、および地域開発格差の解消、③失業への取り組み、とくに若年層失業への取り組み、④国民の統合、⑤土地改革の実施、⑥透明性、アカウンタビリティ、訴追の免除に関する取り組み、であった。この「アジェンダ4」は、新憲法制定問題をめぐるその後の議論の足がかりをなしていく。

さて、次の「国民対話と和解」による2月14日合意では、2月1日合意のうち「アジェンダ3」（政治危機の解決方法）についての妥協点が示された。合意では2007年大統領選挙に関して、票の数え直し、再集計、大統領選挙そのもののやり直し、あるいは司法裁定について検討した結果いずれのオプションも現実的でないことが確認され、合意文書には、ケニア人と外国人からなる独立の調査委員会を組織して早期に報告書を提出させ（委員会発足期限3月15日、報告書提出期限はその後3～6ヶ月以内）、その結果を包括的な選挙制度改革に結びつけることが明記された。

ただし、この段階でもまだ、権力分掌についての合意は成立しなかった。アナンは2月

⁹ 「国民対話と和解」ウェブサイト

<http://www.dialoguekenya.org/docs/Public%20Statement%20from%20Dialogue%20Humanitarian%20FINAL.pdf> ——2010年3月3日アクセス。

22日に憲法改正を含む最終的な合意案をキバキ側とオディンガ側の双方に提示し、週末を使って両陣営それぞれにおいて合意に向けた意見調整を行うよう促した。しかし週明けの2月25日、PNU側が現行憲法を維持し法律の改正にとどめて大統領権限を温存しようとする新法案を持参し、調停は再び頓挫した。この事態を前にアナンは翌26日、「国民対話と和解」による調停を一旦停止する方策に出、以後は自身とキバキ、オディンガとの直接対話による作業を行うと述べた。

第2節 権力分掌の成立

1. 2008年2月28日合意

最終的にキバキ側が譲歩したのは2月の末であった。2008年2月28日、ついにPNU側諸政党（大統領選挙でキバキを相乗り候補とした諸政党）とODMが連立政権を樹立し、また首相職の新設を核として憲法改正を含む制度改革を断行することでキバキとオディンガの合意が成立し、合意文書への両者の署名がアナンおよびキクウェテの立ち会いの下で行われたのであった。「ケニアのための共同行動——連立政権におけるパートナーシップ原則についての合意——」（Acting Together for Kenya: Agreement on the Principles of Partnership of the Coalition Government）と題されたこの2月28日合意の前文では、「ケニアは崩壊の危機にあり、連立なくして秩序回復は望めない」とのきわめて現実的な認識が示されている。一部を再録しておこう¹⁰。

「2007年の大統領選挙結果が議論になったことを引き金に発生した危機は、ケニア社会の内部の深いところに長期にわたって存在した亀裂を表面化させた。取り組まれず放置されるなら、この亀裂は、1つの国としてのケニアの存在そのものを脅かす。自分たちの国が失われないことを確実にしてほしいと、ケニアの人々は今リーダーたちに期待を寄せている。

現在の状況のもとでは、どちらの側も相手側なしには現実的には国を統治することはできない。国を運営し、癒しと和解のプロセスをはじめめるためには、実効的な権力分掌が不可欠である。」

合意では続いて、国会での新法「国民合意と和解法」（National Accord and Reconciliation

¹⁰ 「国民対話と和解」ウェブサイト

http://www.dialoguekenya.org/docs/Signed_Agreement_Feb281.pdf ——2010年3月3日アクセス。

Act 2008) を制定するとされ、同法の具体的な内容として、以下 8 点が記された¹¹。

- ①政府に首相 (Prime Minister) 職を新設すること、首相は政府を統轄し管理する権限を有すること
- ②首相には、国会の最大政党 (議席が国会の過半に満たない場合は連立政党) の党首である国会議員が就任すること
- ③PNU 側と ODM はそれぞれ副首相 (Deputy Prime Minister) を推薦すること
- ④内閣は大統領、副大統領、首相、2 名の副首相、その他の閣僚によって構成されること、閣僚の罷免は党首同士の文書による協議と同意によること
- ⑤首相と副首相の解任は、国会議員の過半数による不信任決議のみによること
- ⑥閣僚のポスト配分は、つねに職務の重要性も考慮に入れた上でバランスをとり (take into account the principle of portfolio balance)、また、国会の党勢を反映すること
- ⑦連立の解消は、第 10 次国会の解散もしくは連立を構成する政党同士による書面での合意、あるいは連立を構成する一方が連立から離脱した時とすること
- ⑧「国民合意と和解法」は憲法上で言及されること

また、この想定された「国民合意と和解法」が現行憲法と矛盾する内容を定めるものだったため、同法制定にあたっては同時に必要な憲法改正を行うことも書き込まれた。2 月 28 日合意に署名したこの日、オディンガは、2007 年総選挙以後初めて、キバキを「大統領」と呼んだ (Kiplagat [2008])。

この頃から「選挙後暴力」は終熄に向かった。2 月 28 日合意の成立を受け、3 月 6 日に再開された第 10 次国会では、キバキが大統領として演説を行った。演説原稿は ODM と PNU 側の代表 3 人ずつが共同で執筆した。翌日には司法大臣カルア¹²が、①「国民合意と和解法案」(National Accord and Reconciliation Bill)、②「ケニア憲法改正案」(The Constitution of Kenya [Amendment] Bill) の 2 つを発表した。この、権力分掌を具体化するための憲法改正案と新法の法案は、3 月 18 日の国会において出席した 200 人の議員の全員賛成によって採択され、「2008 年ケニア憲法改正」が成立、20 日には大統領の署名を経て新法「国民合意と和解法」が成立した。3 月 18 日の国会では、PNU 側と ODM の連立政権樹立を象徴するように、キバキ (PNU 党首でもある) はケニア大統領としては初めて大統領席ではなく与党側国会議員席に座り、その隣には ODM 党首のオディンガが着席した。最初キバキ

¹¹ 「国民対話と和解」ウェブサイト

http://www.dialoguekenya.org/docs/Signed_Agreement_Feb281.pdf ——2010 年 3 月 5 日アクセス。

¹² 注 3 を参照。

の隣に着席していたPNU側の副大統領ムシオカ¹³はオーディンガに席を譲り自ら野党側席に移動した。その他にもODM、PNU側両議員が混じり合って着席し、この日の国会は和解ムードに包まれた (*Daily Nation*, 19 March 2008)。

2. 暫定憲法枠組み

こうして成立した2008年改正憲法と「国民合意と和解法」が、以後の暫定憲法の枠組みを構成している。簡単にその内容を整理しておこう。

2008年改正憲法には、「国民合意と和解法」の内容が憲法の諸規定と矛盾した場合は「国民合意と和解法」が優越することが書き込まれた(第2条)。また、従来の副大統領職の規定に、首相職と副首相職を新設する規定が盛り込まれ(第15条)、両職の任免、両職の持つ権能、連立政権の発足などについては国会が制定する法律(「国民合意と和解法」を指す)が規定することが明記された(第15A条)。閣僚構成員の規定にも、首相・副首相が閣僚の一員であることが記された(第17条)(ROK [2008a])。

ケニアでは憲法改正には全国会議員の65%の賛成が必要であり、出席議員の過半の賛成のみで改廃できる法律と比べて修正のハードルは圧倒的に高い。そのため、「国民合意と和解法」という法律の制定だけでなく、こうしてその内容がまずは憲法に盛り込まれることで合意内容の保全が図られたのであった。憲法に盛り込むこと自体がまた、上でみたように「国民対話と和解」での合意でもあった。

「国民合意と和解法」では、2月28日合意を法律化する形で、暫定的な政治体制について以下が明記された(ROK [2008b])。

(首相の任命)

任命は形式的に大統領が行うが、首相には最大かつ過半の国会議席を持つ政党の長が就任する(3条(2))

(副首相の任命)

任命は大統領が行うが、連立政権を構成する政党がそれぞれ1名ずつの副首相候補を挙げる(3条(3))

(首相の職務)

首相はケニア政府の運営と監督にあたる(4条(1))

(閣僚の任命)

任命は大統領が行うが、連立政権を構成する党首が閣僚候補を挙げる(4条(2))。また党別の閣僚人数は国会党勢を反映する。併せて、人数だけでなく職務の重要性も考

¹³ 注3を参照。

慮する（4条（3））

（首相・副首相の解任）

大統領に解任権はない。(a) 本人の死亡、国会議席の喪失、国会解散、(b) 全国会議員の過半数による首相（副首相）不信任決議案の採択、(c) 連立政権の解消の場合、のみ解任となる（4条（4））

（閣僚の解任）

大統領による一方的な解任はできない。当該閣僚の帰属政党の党首と大統領が書面による事前協議を行った場合のみ可能とする（4条（5））

（連立政権の解消）

①第10次国会が解散した時、②連立を構成する諸政党が書面で合意した時、③連立を構成するパートナーの一方が、最高決定機関の決定により書面にて連立離脱を行った時、のみとする（6条）

（暫定憲法枠組みの終了）

「国民合意と和解法」の適用は、①第10次国会の解散、②連立政権の解消、③新憲法の施行、のいずれか最も早い実現をもって終了する（8条）

それまでのケニア憲法では、①連立政権に関する明示的な規定がなく、また、②大統領が副大統領はじめ閣僚全員の任免権をもっていた。これに対し暫定憲法の枠組みでは、首相、副首相、閣僚の任免方法を厳格化した上に連立政権の解消の要件を明文化し、併せて「国民合意と和解法」の適用終了のタイミングを明文化することで、この連立政権に関して大統領の恣意が機能する範囲が大幅に縮小されたのであった（ROK [2008a; 2008b]）。

2008年1月にキバキが閣僚17人を自派のみから一方的に任命していたことに加え、「国民合意と和解法」で党別閣僚人数に職務の重要性も考慮するという規定（4条（3））が加わったことで、閣僚人事の難しさはかなり高まっていた。しかし、難航はしたものの政府の成立は比較的早期に実現したといえる。結局、国会での「国民合意と和解法」採択から約1ヶ月後の2008年4月13日、無事にキバキを大統領、オディンガを首相、ODM副党首のムダバディ（Musalia Mudavadi、西部州出身、ルイヤ人）とPNU側政党の1つKANU党首のウフル・ケニヤッタ（Uhuru Kenyatta、中央州出身、キクユ人）を副首相とする連立内閣が発足した。ポスト配分をめぐる連立政権内部の意見の相違を解消するため、大臣だけで8つのポストが増やされ、大統領、首相、副大統領、副首相、大臣、副大臣を合わせた閣僚は合計94人という大所帯（閣僚だけで国会222名の4割以上を占めた）であった。また、第10次国会における国会政党は23とケニア史上最多となっていたが、この組閣により、議員が閣僚に任命されていないのは、議員数1～2の弱小な7政党のみとなった。様々な困難を孕んでいたものの、この連立政権成立により、「選挙後暴力」調停プロセスにおいて当面の最大の課題とされていた政治危機が少なくとも一旦は解消されたのであった。

第3節 2008年3月4日合意とその実施

2008年2月28日のキバキ、オディンガ合意の成立を受けて、アナンは一旦停止していた「国民対話と和解」枠組みを用いた調停を再開した。3月2日には自身はケニアを離れ、後任にはナイジェリアの元閣僚アデニジ（Oluyemi Adeniji）が就任した。

2月28日合意は重要な前進であったが、「アジェンダ1」～「アジェンダ4」のなかで積み残された議題はまだ多岐にわたっていた。2008年3月4日、アデニジのもとで「国民対話と和解」は3つの委員会の設置と憲法見直しプロセスのあり方について、合計4つの合意を文書化し署名した。具体的には、①「選挙後暴力」に関する調査委員会の設置に関する合意、②「真実・正義・和解委員会」の設置に関する合意、③2007年大統領選挙の調査と、選挙制度改革のための、独立検討委員会の設置に関する合意、そして、④より長期のイシューと解決法としての憲法見直しに関する合意、の4つである。以下、順にみていこう。

1. ワキ委員会

まず、「選挙後暴力」調査委員会設置に関する3月4日合意の骨子は、以下の通りであった¹⁴。

（委員会への委任事項）

- ①2007年大統領選挙後の暴力に関する事実と背景を調査すること
- ②国家の治安維持機構が果たした（果たさなかった）役割を調査し、必要があれば改善を提案すること
- ③犯罪行為の責任者を裁く方法を含む、法的、政治的、行政的手段について提案すること

（委員会の構成）

委員は3人とし、1人をケニア人（Kenyan）、2人を外国人（international）とする。PNU側とODMとの協議に基づいて「アフリカ賢人パネル」が3人を人選し、大統領が任命する

（スケジュールと報告書）

- ①委員任命後30日以内に調査を開始する
- ②活動期間は3ヶ月（延長可）とする

¹⁴ 「国民対話と和解」ウェブサイト

http://www.dialoguekenya.org/docs/Agreement_Commission_on_Post_Election_Violence.pdf
——2010年3月4日アクセス。

③調査終了時に報告書を大統領に提出し、写しを「アフリカ賢人パネル」に提出する

以上の合意に沿ってキバキは、2008年5月23日に、ケニア人の控訴裁判所裁判官ワキ(Philip Waki)を委員長とする、「選挙後暴力についての調査委員会」(Commission of Inquiry into the Post-Election Violence: CIPEV、通称ワキ委員会)を任命した。他に、ニュージーランドのマクファジェン(Gavin MacFacyen)およびDRCのカンバレ(Pascal Kambale)が委員に就任した(ROK [2008e: 1])。ワキ委員会はその後、任期を延長して調査にあたり、報告書を2008年10月15日にキバキとオディンガに提出した。同時に、暴力への関与が疑われる現職閣僚らの名が記された容疑者名簿が作られ、厳封された状態でアナンに提出された。報告書は容疑者を裁くための特別法廷をケニア国内で設立することを提案し、実現されない場合は国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)にアナンが容疑者名簿を渡すこととした。

このワキ委員会の報告書自体は、2008年12月4日に国会で全会一致により採択されたが、ケニア国内で特別法廷を設立すべきか、ICCに預けるべきかでその後の国会は割れた。2009年1月に「2009年ケニア特別法廷法案」(The Special Tribunal for Kenya Bill, 2009)が作成され、あわせて特別法廷設立のための憲法改正を求める政府提出の憲法改正案(The Constitution of Kenya [Amendment] Bill, 2009)が国会にかけられたが、2009年2月に否決された。結局アナンは、ワキ委員会報告書に添付された容疑者名簿の入った封筒を厳封のまま、2009年7月にICCの検察官(prosecutor)に渡した¹⁵。その後も国内の特別法廷は設立できないまま、2010年3月の時点でICC検察官オカンポ(Luis Moreno-Ocampo)がケニア国内にて調査中である(関連の経緯については松田[2010]をぜひ参照されたい)。

2. 「真実・正義・和解委員会」

続いて、2008年3月4日合意で②として示した「真実・正義・和解委員会」に関する動きをみておこう。3月4日合意の骨子は以下の通りだった¹⁶。

①委員会設置のための法律を制定する

②委員会が調査する範囲は、1963年12月から2008年2月28日とする

③委員会は、強制移住を含むあらゆる人権侵害、汚職や不当な土地取得を含む重要な

¹⁵ 「国民対話と和解」ウェブサイト

<http://www.dialoguekenya.org/docs/Panelstatement09July09.pdf> ——2010年3月3日アクセス。

¹⁶ 「国民対話と和解」ウェブサイト

http://www.dialoguekenya.org/docs/KenyanNationalDialogue_Truth&Justice.pdf ——2010年3月4日アクセス。

経済的犯罪、そしてその他の歴史的不正義の調査にあたる

- ④委員会は個別の訴追免除（individual amnesty）を提案できるが、包括的な訴追免除（blanket amnesty）は行わない。人道に対する罪、戦争犯罪、ジェノサイドへの訴追免除は行わない
- ⑤委員会は2年以内に調査を終えて、報告書を大統領に提出し、14日以内に報告書を公刊した上で議会に提出する
- ⑥委員は7人とし、うち3人は「アフリカ賢人パネル」が外国人（international）の中から選出する

続いてこの合意に基づき、「真実・正義・和解法」(The Truth, Justice and Reconciliation Act) が国会で採択され、2009年3月9日に発効した¹⁷。同法は、2008年3月4日合意を下敷きに、委員を9人とし、外国人3人（「アフリカ賢人パネル」が推薦する）、ケニア人6人（「選考パネル」[selection panel]）が公募によりまず9人を推薦し、国会が6人に絞る）の構成として、形式的には大統領が任命するとした。しかし、委員長は大統領が選任するものとされた（「真実・正義・和解法」11条）ことで問題が生じた。キバキが、人権侵害で批判の多いモイ政権時代の高官だったキプラガット（Bethwel Kiplagat）を委員長に任命したのである。このため委員長の適性が広く問われる事態となった。委員長をはじめ委員は辞任することができ、また大統領は最高裁長官が設立する特別法廷の裁定を得て委員を罷免することができる（同法17条）が、本稿執筆時点で委員長の交代は起こっていない。

3. クリーグラー委員会

次に、2008年3月4日合意で③として示した、2007年大統領選挙の調査と選挙制度改革にあたる独立調査委員会（Independent Review Commission: IREC）設置について整理しておこう。同委員会に関する2008年3月4日合意の骨子は以下の通りであった¹⁸。

（委員会への委任事項）

- ①2007年総選挙時の憲法、法律枠組みを分析し、選挙に関する立法における弱点や一貫性の欠如を特定する
- ②ECKの組織構造、運営を分析し、2007年総選挙時の独立性や能力、機能を査定する

¹⁷ Kenya Law Reports ウェブサイト <http://www.kenyalaw.org/update/> ——2010年3月5日アクセス。

¹⁸ 「国民対話と和解」ウェブサイト http://www.dialoguekenya.org/docs/KenyaNationalDialogue_IRC.pdf ——2010年3月4日アクセス。

- ③2007 年総選挙について、選挙民への啓発と訓練、有権者登録、運営、安全の確保、投票と開票、異議申し立てに対する取り扱いなどを調査する
- ④とくに大統領選挙に着目して投票の開票と集計を調査し、選挙結果の整合性を査定し、制度全体の改善について提案を行う
- ⑤ECK に対する委任を解除するため、ECK の機能面での有効性と能力を査定する
- ⑥選挙プロセスの改善のため、選挙制度の改善を提案する
- ⑦以上の作業での成果を公表する
- ⑧委任事項の達成に必要なその他の必要事項を行う
(委員会の構成)
委員は委員長を含む 7 人とする。委員長は法曹家とする。委員のうち 4 人をケニア人 (Kenyan) とし、うち 2 人を PNU 側が、2 人を ODM が推薦する。残る 3 人を外国人専門家 (international experts) とする。PNU 側と ODM との協議に基づいて「アフリカ賢人パネル」が推薦する
(スケジュールと報告書)
- ①遅くとも 2008 年 3 月 15 日までに作業を開始する
- ②3~6 ヶ月以内に調査結果と提案を盛り込んだ最終報告をとりまとめ、大統領に提出し、写しを「アフリカ賢人パネル」に提出する
- ③その 14 日以内に報告書を英語とスワヒリ語で公刊する

この合意に沿って、2008 年 3 月 14 日、キバキ大統領は、南アフリカ共和国の裁判官クリーグラー (Justice Johan Christiaan Kriegler) を委員長とする独立調査委員会 (以下、クリーグラー委員会) を任命した。その他のメンバーは、タンザニア人裁判官のアブド副委員長 (Lady Justice Imani Daud Aboud)、アルゼンチン人のボネオ (Haraio Boneo)、そしてケニア人のンマレテ (Prof. Marangu M'Marete)、アウェイ (Francis Angila Away)、およびムンマ (Catherine Muyeka Mumma) であり、これにデンマーク人のエルクリット (Prof. Jorgen Elklit) が書記官 (secretary) として加わった (ROK [2008f] ; Gekara [2009])。

半年後の 9 月半ば、クリーグラー委員会は報告書を提出し、そこでまず 2007 年大統領選挙における真の当選者については不明、とした (ROK [2008g: 136-138])。国会は 2008 年 12 月に同報告書を全会一致で採択した。これにより 2007 年大統領選挙で「本当は」誰が当選したのかという疑問は封印され、キバキが大統領、オディンガが首相という連立政権の現状が追認されることになった。

同報告書はまた、2007 年総選挙を運営したECKの大幅な改組を提案した。10 月 1 日には早くもECK委員長 (当時) が事実上の辞意を表明¹⁹、10 月半ばにはクリーグラー報告書の

¹⁹ この日 ECK 委員長キヴイトウ (Samuel Kivuitu) が、デイリー・ネーション紙の単独イ

全面的実施が閣僚会議で決定され、実施にあたる準閣僚委員会が発足した²⁰。同委員会では、①ECKの解散、②暫定独立選挙委員会（Interim Independent Electoral Commission: IIEC）の設置、③暫定独立選挙区画定委員会（Interim Independent Boundaries Review Commission: IIBRC）の設置、そのための憲法改正実施など重要な合意がなされ、12月にはECKの解散を盛り込んだケニア憲法改正案（The Constitution of Kenya [Amendment] Bill, 2008）が発表された。

国会は、新たな選挙管理委員の具体的な任命方法などをめぐって紛糾したものの、2008年12月のうちにこの憲法改正案を169議席の賛成（憲法改正に必要な144議席を大きく上回った）をもって採択した。この憲法改正により、暫定憲法の枠組みには新たに、大統領の恣意的な任免を受けないIIECとIIBRCが追加されることとなった（ケニア憲法第41条、41A～C条）。IIECとIIBRCは、その名の通り時限的なものとされ、この改正憲法発効（2008年12月29日）後24ヶ月（2010年12月末）または新憲法の設置をもって解散するとされた（ケニア憲法第41条（13）および第41B条（11））。IIEC委員長の人選をめぐって人事が難航したものの、2009年5月にはハッサン（Ahmed Issack Hassan）を委員長としてIIECが発足し、IIBRCもリガレ（Andrew Ligale）を委員長として発足、現在に至っている²¹。

4. 新憲法制定の行方

では最後に、2008年3月4日合意で④として示した、憲法見直しプロセスをみていこう。「国民対話と和解」において、「選挙後暴力」の処理と並んで2008年2月1日合意の段階から「アジェンダ4」すなわち長期的課題の核と認識されてきたのが、新憲法の制定であった。「国民対話と和解」の2008年3月4日合意「より長期の 이슈とその解決法——憲法見直し——」（Longer-term Issues and Solutions: Constitutional Review）では、憲法見直しプロセスには5つのステージがあり、その全てが国民（the people of Kenya）を含む関係者と協議の上ですすめられるべきことが明記されている。

インタビューに答え、翌年に予定されていた新憲法案の国民投票について、「もう選挙管理はしたくない、国民投票での選挙管理だって嫌だ！（I don't want to preside over any other election...even the referendum!）」と発言した（Mugonyi and Barasa [2008]）。

²⁰ この準閣僚委員会のメンバーは、「国民対話と和解」メンバーを中心に構成された。メンバーは以下の通り。カルア、ウェタングラ、オンゲリ、キロンゾ、以上 PNU 側。ルト、オレンゴ、ムダバディ、コスゲイ、以上 ODM 側。キバキとオディンガも委員とされたが、実際の委員会活動には参加せず、委員長役もムダバディが務めた（Namunane and Mugonyi [2008]）。

²¹ ケニア大統領府ウェブサイト

<http://www.statehousekenya.go.ke/news/may09/2009070501.htm>;

<http://www.statehousekenya.go.ke/news/may09/2009120502.htm> ——2010年2月25日アクセス。

「5つのステージ」とされたのは具体的には以下の5段階である²²。

- ①8週間以内(2008年6月まで)に、憲法見直しのための日程付きの法律を作成する。
憲法見直しの日程は、国会での議論開始から12ヶ月以内で終了すると考えられる
- ②国会が、憲法に関する国民投票のための法律を制定する。この法律により国民投票が憲法制定プロセスに組み込まれる
- ③これらの法律制定により、包括的な新憲法草案の準備がおこなわれる。草案の準備は専門家の助言のもとで関係者が行う
- ④できあがった新憲法草案を国会が検討し承認する
- ⑤新憲法草案が、国民(the people)による検討を経たのち、国民投票によって制定される

この日程通りにこそ進まなかったものの、2008年11月には、新憲法草案作成プロセスへの専門家パネル(Committee of Experts: COE)方式の導入と国民投票までの詳細なスケジュールを盛り込んだ「2008年ケニア憲法見直し法」(Constitution of Kenya Review Act, 2008)が無事国会で採択された(ROK [2008c])。専門家パネルには、外国人3名とケニア人6名が国会の推薦を経て就任し、ケニア人弁護士キトンガ(Nzamba Kitonga)が委員長になった。2009年11月17日にはこの専門家パネルは、過去の主要な憲法草案を土台とする「調和化された憲法草案」(Harmonized Draft Constitution)を発表した(COE [2010c])。上記のステージでいうと、③までが終了したことになる。

本稿を執筆している2010年3月初めの段階では、同草案への全国からのコメントを踏まえた修正済みの新憲法草案を専門家パネルが作成して、これを憲法問題に関する国会選抜委員会(Parliamentary Select Committee: PSC)に提出、ついでPSCとの意見調整を踏まえて専門家パネルが再度草案を修正、この修正済み新憲法草案が国会に提出されたところである(COE [2010a; 2010b])。

残されたステージは④と⑤ということになる。今後、この専門家パネル作成の新憲法草案に対して国会は、修正提案をすることができる。ただし、それには出席議員の過半ではなく全国会議員の65%以上の賛成が条件とされている(ケニア憲法第47A条)²³。

²² 「国民対話と和解」ウェブサイト

http://www.dialoguekenya.org/docs/KenyaNationalDialogue_ConstituionalReview.pdf ——2010年1月6日アクセス。

²³ これは、先にみたように、IIEC設置を盛り込んだ2008年12月29日発効の改正憲法で同時に盛り込まれた手続きであり、2005年の新憲法案に対する国民投票時の経験が活かされている。2005年時には、与野党代表やNGOも参加した全国レベル会合で一旦は広く合意されていた当時の新憲法草案(ボーマス・ドラフト)が、大統領権力の縮小を回避したい大統領側の多数派工作によって出席議員の過半のみの賛成によって大規模に書

国会で修正提案が可決されれば専門家パネルは再び草案を修正し、国会に最終的に提出する。以後は草案への修正は誤字脱字等のテクニカルな修正を除いて不可能になる（2008年ケニア憲法見直し法 34 条（2））（ROK [2008c]）。国会からの修正提案の有無により時期は前後するが、2010 年前半期のうちに最終的草案を国会が司法長官に提出すれば、それから 30 日以内に司法長官がケニア新憲法案を発行し、その後 60 日以内に IIEC のもとでその新憲法案が国民投票に付されることになる²⁴。

2010 年 1 月時点で専門家委員会から提示された修正草案は、かつて全国レベル会合で合意されていた憲法草案にたち帰り、首相への権限委譲を含む大統領権力の大幅縮小と二院制による地方分権などを盛り込んでいる。ただし、その成立の行方は上記のスケジュールからも明らかなようにまだほとんど見通せない。IIEC の任期は、前項でみたように最長でも 2010 年 12 月末までと定められており、新憲法の制定がそれに間に合わない場合はさらなる憲法改正が必要とされるなど、新憲法の内容はどうか、また成立するのか否か、まだ当分予断を許さない状況が続く。

おわりに

予定されたスケジュールからは後れをとりつつも、「選挙後暴力」後のケニアは、連立政権の発足、キバキとオディンガの大統領、首相職への就任、クリーグラー委員会の設置に成功しただけでなく、同委員会報告書の提案に沿った ECK の解散と IIEC、IIBRC の設置にも成功した。一方、「選挙後暴力」容疑者の裁きや被害者の救済、国民の再統合などを目指したプロセスは、いずれも遅延気味である。ワキ委員会は設置と報告書の提出・公刊には成功したものの、暴力の責任者や資金提供者を裁く国内の特別法廷の設置という同委員会の提案は実現されなかった。また、設置だけには成功した「真実・正義・和解委員会」も、委員長の適性をめぐって頓挫したままである。

しかも、一応の成功を果たした連立政権発足、IIEC、IIBRC 設置も、いずれも当面の政治危機を打開するための時限的措置に過ぎない。IIEC が自動的に解散となる 2010 年末以降、ひいては第 10 次国会の任期切れとなる 2012 年以降の体制はまったくの闇の中である。肝心の新憲法の制定プロセスも、今のところ制定に向けた道のをたどってはいるものの予断を許さない。

2007 年末に勃発した「選挙後暴力」の調停プロセスのなかで出現した暫定憲法枠組みと

きかえられる事態が生じたのである。

²⁴ 2008 年 12 月発効の改正憲法では、国民投票で新憲法案が採択されるには、50%以上の得票とあわせて、ケニアの 8 州のうち 5 州以上で 25%以上の得票を得ることという新ルールも明記された（ケニア憲法第 47A 条（5）（b）（ii））。

その後の新憲法草案策定の進捗状況は、1990年代からの懸案だった大統領権力の縮小という課題が解決へと向かう、いかなるステップとなっていくのであろうか。「選挙後暴力」という紛争が、ケニアの長期の政治変動の中で果たしていくことになる役割を見極めるため、引き続き注意深い観察が必要となる。今後は、2010年中に国民投票が予定される新憲法草案の内容と投票結果に注目し、その行方を引き続き探ることにしたい。

参考文献

〈日本語文献〉

- 津田みわ [2009] 「暴力化した「キクユ嫌い」——ケニア 2007 年総選挙後の混乱と複数政党制政治——」『地域研究』 Vol.9, No.1 90～107 ページ)。
—— [2010] 『『2007 年選挙後暴力』後のケニア——暫定憲法枠組みの成立と課題——』(『アフリカレポート』 No.50 10～15 ページ)。
松田素二 [2010] 「理不尽な集合暴力はいかにして裁かれるか——2007 年ケニア選挙後暴動の軌跡——」(『アフリカレポート』 No.50 3～9 ページ)。

〈外国語文献〉

- Chege, Michael [2008] “Kenya: Back from the Brink?,” *Journal of Democracy*, 19(4), October, pp.121-139.
- COE(Committee of Experts on Constitution Review) [2010a] “Report of the Committee of Experts on Constitutional Review, issued on the Submission of the Proposed Constitution of Kenya, 23rd February, 2010,” *Saturday Nation*, 27 February.
- [2010b] *Proposed Constitution of Kenya, 23th February, 2010*. (COEウェブサイト http://www.coekenya.go.ke/images/stories/Resources/proposed_constitution_submitted_to_ps_c_by_coe_23_02_2010.pdf ——2010年3月1日ダウンロード) .
- [2010c] *Harmonized Draft Constitution of Kenya, Published on 17th November, 2009 by the Committee of Experts on Constitutional Review pursuant to section 32(1)(a)(i)of the Constitution of Kenya Review Act, 2008*, Nairobi: COE.
- EU EOM (European Union Election Observation Mission) [2009] *Kenya, Final Report, General Elections 27 December 2007*. (EU EOM ウェブサイト http://ec.europa.eu/external_relations/human_rights/election_observation/kenya_2007/final_report_en.pdf ——2010年3月3日ダウンロード) .
- Gaitho, Macharia [2008] “Mystery of deal that Kibaki rejected,” *Saturday Nation*, 12 January.

- Gekara, Emeka-Mayaka [2009] "Expatriates causing disquiet," *Sunday Nation*, 8 March.
- Juma, Monica Kathina [2009] "African Mediation of the Kenyan Post-2007 Election Crisis," *Journal of Contemporary African Studies*, 27(3), July, pp.407-430.
- Kagwanja, Peter, and Roger Southall [2009] "Introduction: Kenya - A Democracy in Retreat?," *Journal of Contemporary African Studies*, 27(3), July, pp.259-277.
- [2009b] "Preface," *Journal of Contemporary African Studies*, 27(3), July, pp.257-258.
- Khadiagala, Gilbert M. [2009] "Regionalism and Conflict Resolution: Lessons from the Kenyan Crisis," *Journal of Contemporary African Studies*, 27(3), July, pp.431-444.
- Kiai, Maina [2008] "The Political Crisis in Kenya: A Call for Justice & Peaceful Resolution," *Review of African Political Economy*, 35(115), March, pp.140-144.
- Kiplagat, Sam [2008] "New chapter opened, says ODM leader" *Daily Nation*, 29 February.
- Klopp, Jacqueline M.[2009]"Kenya's Unfinished Agendas," *Journal of International Affairs*, 62(2), Spring/Summer, pp.143-158.
- Klopp, Jacqueline, and Prisca Kamungi[2008]"Violence and Elections: Will Kenya Collapse?," *World Policy Journal*, Winter 2007/2008, pp.11-18.
- Lynch, Gabrielle[2006]"The Fruits of Perception: 'Ethnic Politics' and the Case of Kenya's Constitutional Referendum," *African Studies*, 65(2), December, pp.233-270.
- Modi, Renu, and Seema Shekhawat[2008]"Aftermath of the Kenyan Crisis," *Economic & Political Weekly*, May 3, pp.25-27.
- Mugonyi, David, and Lucas Barasa[2008]"I will leave soon, says Kivuitu," *Daily Nation*, 2 October.
- Namunane, Bernard, and David Mugonyi[2008] "Bill urges new electoral agency," *Daily Nation*, 4 November.
- NCC (National Constitutional Conference) [2004] *The Draft Constitution of Kenya 2004 (Circulated to Delegates and Commissioners on 23rd March 2004), Incorporating Recommendations after Verification by Commission, Adopted by the National Constitutional [sic.] Conference on 15th March 2004.*
- Otieno, Jeff [2008] "Poll results doctored, say EU observers," *Daily Nation*, 2 January.
- ROK (Republic of Kenya) [2005] "The Proposed New Constitution of Kenya," *Kenya Gazette Supplement No.63*, 22nd August.
- [2008a] "The Constitution of Kenya [Amendment] Act, 2008," *Kenya Gazette Supplement No.19(Acts No.3)*, 18th March.
- [2008b] "The National Accord and Reconciliation Act, 2008," *Kenya Gazette Supplement No.20(Acts No.4)*, 20th March.
- [2008c] "The Constitution of Kenya Review Act, 2008," *Kenya Gazette Supplement No.92*

(Acts No.9), 22nd December.

—— [2008d] “The Constitution of Kenya [Amendment] Act, 2008,” *Kenya Gazette Supplement No.93(Acts No.10)*, 29th December.

—— [2008e] *Report of the Commission of Inquiry into Post Election Violence(CIPEV)*, Nairobi: Government Printer.

—— [2008f] *Kenya Gazette Vol.CX-No.23, Nairobi, 14th March* (ケニア広報府ウェブサイト http://www.comms.go.ke/Kriegler_IREC/Annex_1.A.pdf ——2010年3月3日アクセス) .

—— [2008g] *Report of the Independent Review Commission on the General Elections held in Kenya on 27th December, 2007*, Nairobi: Government Printer.

Whitaker, Beth Elise, and Jason Giersch [2009] “Voting on a Constitution: Implications for Democracy in Kenya,” *Journal of Contemporary African Studies*, 27(1), January, pp.1-20.

〈インターネット〉

「国民対話と和解」 <http://www.dialoguekenya.org>

ケニア広報府 <http://www.comms.go.ke>

ケニア国営放送 Kenya Broadcasting Corporation (KBC) <http://www.kbc.co.ke/>

ケニア大統領府 <http://www.statehousekenya.go.ke>

Committee of Experts on Constitutional Review (COE) <http://www.coekenya.go.ke>

European Union Election Observation Mission: EU EOM <http://ec.europa.eu/>

Kenya Law Reports <http://www.kenyalaw.org/update/>

Standard ウェブサイト版 <http://www.standardmedia.co.ke/>

〈定期刊行物〉

Daily Nation, Sunday Nation, Saturday Nation 各号

Standard 各号